

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段階		研究活動（教育活動の準備を含む）	授業（講義）	授業（演習・実習・実験・卒研等）	学生の構内立ち入り	学生の課外活動	学内会議	事務体制	学外者のキャンパス訪問
0	通常								
1	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮（マスク着用ルール順守・体調不良者入構禁止・自宅での体温測定必須・手指洗浄徹底・3密状態の回避）をして、研究活動を行うことができます。	感染防止ガイドラインを順守し、感染防止対策を十分に講じたうえで面接授業を実施します。ただし、受講生数等により感染防止ガイドラインを順守できる教室が配当できない場合及び特段の事情がある場合は、学部長・研究科長、又は教育・学生支援担当副学長の承認を得たうえで、遠隔授業を行います。	感染防止ガイドラインを順守し、感染防止対策を十分に講じたうえで面接授業を実施します。ただし、受講生数等により感染防止ガイドラインを順守できる教室が配当できない場合及び特段の事情がある場合は、学部長・研究科長、又は教育・学生支援担当副学長の承認を得たうえで、遠隔授業を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮（マスク着用ルール順守・体調不良者入構禁止・自宅での体温測定必須・手指洗浄徹底・3密状態の回避）をして、構内への立ち入りを許可します。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、ガイドラインに沿った活動を許可します。	感染拡大防止に最大限の配慮（マスク着用ルール順守・体調不良者入構禁止・自宅での体温測定必須・手指洗浄徹底・3密状態の回避）をして、対面会議を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮（マスク着用ルール順守・体調不良者入構禁止・自宅での体温測定必須・手指洗浄徹底・3密状態の回避）をして、必要不可欠な用務を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮（マスク着用ルール順守・体調不良者入構禁止・自宅での体温測定必須・手指洗浄徹底・3密状態の回避）をして、必要不可欠な用務がある場合に限り、構内への立ち入りを許可します。原則、事前に学内関係者への連絡を求めるものとします。
2	制限-小	研究活動は実施できますが、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。	面接授業とオンライン授業を併用します。ただし、オンライン授業を推奨し、面接授業は次の科目のうち感染対策を順守できると学部長・研究科長、又は教育・学生支援担当副学長が判断した場合に実施するものとします。 1) 複数人の発声・身体接触を伴わない科目 2) 少人数で十分に教室の広さが確保できる科目	面接授業とオンライン授業を併用します。ただし、オンライン授業を推奨し、面接授業は次の科目のうち感染対策を順守できると学部長・研究科長、又は教育・学生支援担当副学長が判断した場合に実施するものとします。 1) 複数人の発声・身体接触を伴わない科目 2) 少人数で十分に教室の広さが確保できる科目	原則として授業、研究活動、その他許可された課外活動等の場合、及び附属図書館、食堂、売店等を利用する場合に限り構内への立ち入りを許可します。	活動は1日2時間、島根県内だけの活動を許可します。ただし、活動にあたっては事前に報告を行うものとし、また宿泊を伴う活動は認めません。なお、連盟等が主催する大会、発表会等については、教育・学生支援担当副学長が認めた場合に限り許可することがあります。	オンライン会議を原則とします。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、一部業務の遅延、事後処理を許可し、職員の時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を検討します。	学外者の立ち入りを制限します。
3	制限-中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りを許可します。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。	オンライン授業のみとします。	原則としてオンライン授業のみとします。ただし、国家資格の受験関連科目等でオンラインでの実施が困難な科目であり、卒業・修了等にかかる実験・実習等（卒業研究を含む）については、実施時期の変更等により実施可能なものを除き、学部長・研究科長等が認めた場合に限り、面接授業における感染防止ガイドラインを順守し、十分な感染拡大防止対策を講じたうえで少人数による面接型の授業等により実施します。	原則禁止とします。ただし次の場合に限り立ち入りを許可します。 1) 自宅にオンライン授業を受講するための機器や通信環境がなく大学で受講する場合 2) 卒業・修了等にかかる教育研究のうち、オンラインかつ時期変更が困難な場合 3) 開館（営業）の附属図書館、食堂、売店等を利用する場合※3 4) 大学から登校を要請した場合	全面禁止とします。（オンラインでの活動を除く）	オンライン会議を原則とします。	一部業務の遅延、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。	学外者の立ち入りを制限します。
4	制限-大	以下の研究スタッフのみ研究室への立ち入りを許可します。できるだけ交代制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷蔵庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室するスタッフ	オンライン授業のみとします。	オンライン授業のみとします。	原則禁止とします。ただし次の場合に限り立ち入りを許可します。 1) 自宅にオンライン授業を受講するための機器や通信環境がなく大学で受講する場合 2) 大学から登校を要請した場合	全面禁止とします。（オンラインでの活動を除く）	オンライン会議のみとします。	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数が交代で短時間出勤する体制にし、交代時に相互の面談を避けることとします。その他の職員は原則在宅勤務とします。	原則、守衛のいる門のみ開き、入構には身分証の提示と入構記録が必要でです。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷蔵庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみとします。（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止）学内アクセスポイントを閉鎖します。	オンライン授業のみとします。（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止）学内アクセスポイントを閉鎖します。	立ち入り禁止とします。	全面禁止とします。（オンラインでの活動を除く）	オンライン会議のみとします。	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は原則在宅勤務とします。建物およびグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要があります。	緊急性の高い用務のみ入構しを許可します。守衛のいる門のみ開き、入構には身分証の提示と入構記録が必要です。

※1 なお、医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外

※2 この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

※3 附属図書館、食堂、売店等は開館（営業）の可否も含め感染拡大に最大限の配慮をして開館（営業）するものとする。

※4 面接授業とはいわゆる対面授業のことです。遠隔授業にはオンライン授業の他に、主会場と副会場の教室等を専用回線等を用いて同時中継しながら実施する授業があります。オンライン授業には、同期型と非同期型（オンデマンド型）があります。

※5 マスク着用ルールは、留意事項に掲載している「島根大学 構内マスク着用ルール」を指します。